

表 アレルゲン表示項目の新旧比較

| 現状                                 | 改定草案第1稿<br>(2017年12月11日付公告)                                                                                              | 改定草案第2稿<br>(2018年5月22日付公告)                                                               | 改定<br>(2018年8月21日付公告)                                                                    |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.エビおよびその製品                        | 1.甲殻類およびその製品                                                                                                             | 1.甲殻類およびその製品                                                                             | 1.甲殻類およびその製品                                                                             |
| 2.カニおよびその製品                        | 2.マンゴーおよびその製品                                                                                                            | 2.マンゴーおよびその製品                                                                            | 2.マンゴーおよびその製品                                                                            |
| 3.マンゴーおよびその製品                      | 3.落花生およびその製品                                                                                                             | 3.落花生およびその製品                                                                             | 3.落花生およびその製品                                                                             |
| 4.落花生およびその製品                       | 4.ゴマ、ヒマワリの種およびその製品                                                                                                       | 4.牛乳、ヤギ乳およびその製品。<br>ただし牛乳およびヤギ乳から抽出されるラクチトールを除く。                                         | 4.牛乳、ヤギ乳およびその製品。<br>ただし、牛乳およびヤギ乳から抽出されるラクチトールを除く。                                        |
| 5.牛乳およびその製品。ただし牛乳から抽出されるラクチトールを除く。 | 5.牛乳、ヤギ乳およびその製品。<br>ただし牛乳およびヤギ乳から抽出されるラクチトールを除く。                                                                         | 5.卵およびその製品                                                                               | 5.卵およびその製品                                                                               |
| 6.卵およびその製品                         | 6.卵およびその製品                                                                                                               | 6.堅果類およびその製品                                                                             | 6.堅果類およびその製品                                                                             |
|                                    | 7.堅果類およびその製品:アーモンド、ヘーゼルナッツ、クルミ、カシューナッツ、ピーカンナッツ、ブラジルナッツ、ピスタチオ、マカデミアナッツ、松の実、栗など                                            | 7.ゴマおよびその製品                                                                              | 7.ゴマおよびその製品                                                                              |
|                                    | 8.グルテンを含む穀物およびその製品:小麦、大麦、ライ麦、オート麦など                                                                                      | 8.グルテンを含む穀物およびその製品。ただし、穀物から製造されたグルコースシロップ、マルトデキストリンおよびアルコールを除く。                          | 8.グルテンを含む穀物およびその製品。ただし、穀物から製造されたグルコースシロップ、マルトデキストリンおよびアルコールを除く。                          |
|                                    | 9.大豆およびその製品。ただし大豆から得られた精製度の高いまたは純化された大豆油(脂)、混合形態のトコフェロールおよびその誘導体、植物ステロール、植物ステロールエステルを除く。                                 | 9.大豆およびその製品。ただし大豆から得られた精製度の高いまたは純化された大豆油(脂)、混合形態のトコフェロールおよびその誘導体、植物ステロール、植物ステロールエステルを除く。 | 9.大豆およびその製品。ただし大豆から得られた精製度の高いまたは純化された大豆油(脂)、混合形態のトコフェロールおよびその誘導体、植物ステロール、植物ステロールエステルを除く。 |
|                                    | 10.亜硫酸塩類や二酸化硫黄などを使用し、その最終製品中に二酸化硫黄として10mg/kg以上残留している製品                                                                   | 10.魚類およびその製品。ただしビタミンやカロテノイド製剤の担体に使われる魚類ゼラチンやアルコールの清澄剤に使われる魚類ゼラチンを除く。                     | 10.魚類およびその製品。ただし、ビタミンやカロテノイド製剤の担体に使われる魚類ゼラチンやアルコールの清澄剤に使われる魚類ゼラチンを除く。                    |
|                                    | 11.サケ(Salmon)、サバ(Mackerel)、タラ(Codfish)、マジエランアイナメ(Dissostichus eleginoides)、カラスガレイ(Reinhardtius hippoglossoides)およびそれらの製品 | 11.亜硫酸塩類や二酸化硫黄等を使用し、その最終製品中に二酸化硫黄として10mg/kg以上残留している製品                                    | 11.亜硫酸塩類などを使用し、その最終製品中に二酸化硫黄として10mg/kg以上残留している製品                                         |

(出所) 台湾衛生福利部食品薬物管理署発表の公告からジェトロ作成